

|  |
|--|
| 「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる<br>久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会資料 |
| 令和6年2月20日  |

令和6年 月 日

かすみがうら市議会  
議長 小座野 定 信 様

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」  
に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に  
関する調査特別委員会 委員長 矢 口 龍 人

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の  
署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会  
調査結果報告書（案）について

本委員会に付託の事件について、調査の結果別紙のとおり決定したことから、かすみが  
うら市議会会議規則第110条の規定により報告します。

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる  
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会  
調査結果報告書（案）

令和6年 月 日

かすみがうら市議会

## 目次

|                            | ページ   |
|----------------------------|-------|
| 1. 調査の趣旨                   | 1     |
| 2. 特別委員会の設置                | 1     |
| (1) 設置決議                   |       |
| (2) 委員会名                   |       |
| (3) 委員構成                   |       |
| 3. 調査事項                    | 1     |
| 4. 委員会の開催状況                | 2～3   |
| 5. 説明員、証人、参考人の出席等          | 4～5   |
| (1) 執行機関として出席を求めた者、説明の概要   |       |
| (2) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項  |       |
| (3) 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項 |       |
| 6. 記録、資料の提出                | 6～7   |
| (1) 執行機関に提出を求めた資料          |       |
| (2) 地方自治法第100条1項で提出を求めた記録  |       |
| 7. 調査の内容と結果                | 8～10  |
| (1) 調査の内容                  |       |
| (2) 調査の結果                  |       |
| (3) 結論                     |       |
| 8. 証言拒否等                   | 10～11 |
| (1) 参考人の出席拒否               |       |
| (2) 記録の提出拒否（不可）            |       |
| 9. 告発の状況                   | 11    |
| 10. 調査経費                   | 11    |

## 1. 調査の趣旨

令和5年5月23日付で、「複合交流施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」が市長へ提出されたが、令和5年6月12日の令和5年かすみがうら市議会第2回定例会における佐藤文雄議員の緊急質問および市長答弁の中で、当該要望書に付された署名者の一部からの問い合わせにより、自らの意思とは異なる署名が存在すること、さらにこの署名活動への久松公生議員の関与が取り沙汰された。

このことについて、かすみがうら市議会として真実を明らかにすべく、同日中に地方自治法第100条1項の権限が付与された本調査特別委員会の設置に係る決議案が提出され、賛成多数により可決された。これにより、100条調査権に基づく記録提出・証人尋問等の方法で調査を行った。

## 2. 特別委員会の設置

### (1) 設置決議

『旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書』に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念の調査に関する決議

令和5年6月12日 令和5年かすみがうら市議会第2回定例会において、賛成多数で可決

### (2) 委員会名

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会

### (3) 委員構成

委員数 14名

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 矢口 龍人 | 副委員長 | 櫻井 繁行 |
| 委員  | 佐藤 文雄 | 委員   | 岡崎 勉  |
| 委員  | 来栖 丈治 | 委員   | 設楽 健夫 |
| 委員  | 小倉 博  | 委員   | 櫻井 健一 |
| 委員  | 鈴木 貞行 | 委員   | 服部 栄一 |
| 委員  | 石澤 正広 | 委員   | 鈴木 更司 |
| 委員  | 塚本 直樹 | 委員   | 井出 有史 |

## 3. 調査事項

署名偽造に関する事項

#### 4. 委員会の開催状況

| 回数  | 日時・場所   | 事件  |
|-----|---|---|
| 第1回 | 令和5年6月12日(月)<br>開会 午後2時56分<br>散会 午後3時 1分<br>全員協議会室    | (1) 正副委員長の互選について<br>(2) 閉会中の継続審査について<br>(3) その他   |
| 第2回 | 令和5年8月2日(水)<br>開会 午後1時30分<br>散会 午後2時35分<br>全員協議会室     | (1) 百条調査権の概要について<br>(2) 委員会運営要領(案)について<br>(3) 今後の委員会開催計画等(案)について<br>(4) 弁護士の選任について<br>(5) オブザーバー(弁護士)の設置について<br>(6) その他 |
| 第3回 | 令和5年8月28日(月)<br>開会 午前10時00分<br>散会 午前11時49分<br>全員協議会室  | (1) 本件に係る執行部からの説明<br>(2) 次回委員会での証人尋問(参考人招致)について<br>(3) 提出を求める記録について<br>(4) その他  |
| 第4回 | 令和5年10月2日(月)<br>開会 午前 9時56分<br>散会 午前10時58分<br>全員協議会室  | (1) 前回委員会で提出を求めた資料について<br>(2) 次回委員会での証人喚問(参考人招致)について<br>(3) その他   |
| 第5回 | 令和5年10月31日(火)<br>開会 午前 9時59分<br>散会 午前11時35分<br>全員協議会室 | (1) 前回委員会で提出を求めた資料について<br>(2) 次回委員会での証人喚問(参考人招致)について<br>(3) その他   |
| 第6回 | 令和5年12月8日(金)<br>開会 午前10時00分<br>散会 午前10時35分<br>全員協議会室  | (1) 報告事項について<br>(2) 署名代表者の証人喚問について<br>(3) その他   |

|      |   |  |
|------|---|--|
| 第7回  | 令和5年12月19日(火)<br>開会 午前10時00分<br>散会 午後 0時10分<br>全員協議会室 | (1) 証人喚問<br>(2) 次回委員会での証人喚問(参考人招致)について<br>(3) 提出を求める記録について<br>(4) その他  |
| 第8回  | 令和6年1月16日(火)<br>開会 午後 1時30分<br>散会 午後 3時 6分<br>全員協議会室  | (1) 参考人質疑<br>(2) 参考人招致に係る報告について<br>(3) 前回委員会で提出を求めた資料について<br>(4) 次回委員会での証人喚問(参考人招致)について<br>(5) 提出を求める記録について<br>(6) その他 |
| 第9回  | 令和6年2月1日(木)<br>開会 午前10時00分<br>散会 午前10時36分<br>全員協議会室   | (1) 前回委員会からの報告について<br>(2) 次回委員会での証人喚問(参考人招致)について<br>(3) 提出を求める記録について<br>(4) その他  |
| 第10回 | 令和6年2月20日(火)<br>開会 午前10時00分<br>散会 午 時 分<br>全員協議会室     | (1) 久松公生証人への証人喚問<br>(2) 前回までの調査結果報告書(案)について<br>(3) その他   |
| 第11回 | 令和6年 月 日( )<br>開会 午 時 分<br>散会 午 時 分                   | (1)  |

## 5. 説明員、証人、参考人の出席等

### (1) 執行機関として出席を求めた者、説明を求めた事項

#### 【第3回】令和5年8月28日（月）

| 職・氏名   | 説明を求めた事項   |
|--|--|
| 市長 宮嶋 謙<br>副市長 飯塚 一政<br>市長公室長 横田 茂<br>秘書広報課長 加藤 洋一 | ・「複合交流施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」および署名簿が市長に提出されてから、取り下げられるまでの経緯。 |

#### 【第4回】令和5年10月2日（月）

| 職・氏名   | 説明を求めた事項                             |
|--|--------------------------------------|
| 市長 宮嶋 謙<br>副市長 飯塚 一政<br>市長公室長 横田 茂<br>秘書広報課長 加藤 洋一 | ・「署名に記載のある方から届いた声」に係る資料請求に対する回答について。 |

#### 【第5回】令和5年10月31日（月）

| 職・氏名   | 説明を求めた事項   |
|--|--|
| 市長 宮嶋 謙<br>副市長 飯塚 一政<br>市長公室長 横田 茂<br>秘書広報課長 加藤 洋一 | ・「署名に記載のある方から届いた声」のうち、委員会へ提出する承諾を得られた方に係る資料について。 |

(2) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

【第7回】令和5年12月19日(火)

| 氏名           | 証言を求めた事項   |
|--------------|--|
| 関係人<br>田代 和正 | <ul style="list-style-type: none"><li>・署名活動代表者就任に関する経緯</li><li>・署名活動における久松公生議員との関係</li><li>・署名活動の方法・実態</li><li>・署名活動における協議の参加者について</li><li>・署名偽造に関する協議の有無</li><li>・署名偽造に対する認知と考え方</li><li>・本人の意思に反する署名が発生した背景</li><li>・署名偽造の実行者</li><li>・要望書取り下げの理由</li><li>・要望書を出し直さない理由</li><li>・要望書の作成者</li><li>・要望書提出や取り下げの周知方法</li><li>・委員会の記録提出請求に対する意見書作成の経緯</li><li>・委員会への記録提出拒否の判断根拠</li><li>・署名偽造の確認作業について</li><li>・委員会への記録提出拒否に関する認識</li><li>・偽造された署名以外の署名についての認識</li><li>・署名活動と政治活動の認識</li></ul> |

(3) 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

【第8回】令和6年1月16日(火)

| 氏名               | 意見を求めた事項   |
|------------------|--|
| 狩野 平左衛門岳也        | ・「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」との関係について。                     |
| ※本人の希望により<br>非公開 | ・「複合交流施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る署名を断ったにもかかわらず、署名されていたことについて。 |



## 6. 資料、記録の提出

### (1) 執行機関に提出を求めた資料

#### 【第2回】令和5年8月2日（水）決定

| 請求先（担当部局）              | 提出を求めた資料  |
|------------------------|---|
| 市長 宮嶋 謙<br>（市長公室秘書広報課） | 「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に関して<br>1. 署名を含む要望書類の控え<br>2. 署名簿において署名偽造の疑いがある箇所の記録資料<br>3. 市からの回答書類および回答に対する市民からの反応に係る記録資料<br>4. 要望書の取下げの申し出および取下げ受諾に係る資料<br>5. その他標記要望書に係る資料 |

#### 【第3回】令和5年8月28日（月）決定

| 請求先（担当部局）              | 提出を求めた資料   |
|------------------------|--|
| 市長 宮嶋 謙<br>（市長公室秘書広報課） | 第2回委員会で決定した請求に対し提出された資料のうち<br>・「署名に記載のある方から届いた声」にあたる53名について、署名簿に記載された情報。 |

#### 【第5回】令和5年10月2日（月）決定

| 請求先（担当部局）              | 提出を求めた資料  |
|------------------------|---|
| 市長 宮嶋 謙<br>（市長公室秘書広報課） | 第2回委員会で決定した請求に対し提出された資料のうち<br>・「署名に記載のある方から届いた声」にあたる53名のうち、委員会への提出に同意した方の署名簿に記載された情報。 |

(2) 地方自治法第100条1項で提出を求めた記録

【第3回】令和5年8月28日(月)決定

| 請求先          | 記録名  |
|--------------|--|
| 関係人<br>田代 和正 | 令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿。 |
| 市長<br>宮嶋 謙   | 第2回委員会で決定した請求に対し提出された資料のうち・「署名に記載のある方から届いた声」にあたる53名について、署名簿に記載された情報。               |

【第4回】令和5年10月2日(月)決定

| 請求先          | 記録名   |
|--------------|---|
| 関係人<br>田代 和正 | 令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿。(再請求) |

【第7回】令和5年12月19日(火)決定

| 請求先          | 記録名   |
|--------------|---|
| 関係人<br>田代 和正 | 令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿の写し。 |

【第8回】令和6年1月16日(火)決定

| 請求先          | 記録名  |
|--------------|--|
| 関係人<br>田代 和正 | 令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る署名簿の写しを保存した、破損したUSBメモリの現物およびデータ復旧作業を行った端末の現物。 |
| 市長<br>宮嶋 謙   | 令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿の写し。                              |

## 7. 調査の内容と結果

### (1) 調査の内容

委員会第3回の市執行部の説明により、令和5年5月23日付で提出された「複合交流施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に署名のあった方に対し、市の将来についての考えや期待に対する感謝を伝える回答書を執行部から郵送したところ、送付した方々からの問い合わせで、「家族が勝手に署名したもの」（12名）、「署名の話はあり、断ったが署名されていた」（2名）、「署名自体、身に覚えがない」（39名）との声があったことが分かった。

しかし、令和5年第2回定例会で市長が答弁した、本人によらない署名が2,000筆以上あることの調査の必要性や、偽造の有無を確かめるため筆跡鑑定を視野に入れて調査することから、署名簿写しの提出を市長へ求めたところ、個人情報保護の観点から拒否されたものの、上記回答書に対し問い合わせのあった計53名の署名簿記載部分の写しについては、その内で当人の承諾を得られたもののみ、委員会へ提出されることとなり、委員会第5回で、「署名自体、身に覚えがない」方4名と、「署名の話はあり、断ったが署名されていた」方1名の署名簿記載部分の写しが委員会へ提出された。なお、署名簿原本については、要望書提出者であり署名代表者である関係人・田代和正氏へ提出を求めたが、提出は拒否された。

委員会第6回では、内部告発と称する本委員会あての差出人不明の郵便文書において、「この署名活動においては複数の議員が関わって」いる旨が示唆された。その折に、櫻井繁行副委員長より、久松公生議員から櫻井繁行副委員長へ署名活動に協力するよう依頼があり、自身も署名活動を行ったこと、しかし田代和正氏とは面識がなく、署名活動に際し誰かと協議もしておらず、署名偽造に係る行為も一切していないとの発言があった。

続いて、委員会第7回において、署名活動の実態や署名偽造と久松公生議員の関与の有無等を調査するため、関係人・田代和正氏へ証人尋問を行った結果、次のような証言が得られた。

- ①田代和正氏は要望書を作成するにあたり、久松公生議員の助言を得た。
- ②署名活動を行うにあたり、田代和正氏から特定の人物との協議や依頼をして組織的に署名活動を行ったわけではない。署名してくれた人づてに署名の輪が広がっていった。
- ③署名を集めてくれた人物の一人に久松公生議員がいた。
- ④久松公生議員の集めた署名は3,000名を超えていた。
- ⑤田代和正氏は、署名について偽造があったかどうかは知り得ていない。また、偽造があったとは思っていない。なお、家族による代筆は偽造ではないと認識している。
- ⑥要望書の取り下げについては田代和正氏一人で判断した。

⑦田代和正氏は署名簿の原本を処分したが、写しを保管してある。

その後、田代和正氏へ署名簿の写しの提出を求めたが、保管してあるデータが破損したとのことにより、提出不可となった。

委員会第8回では、市執行部から提出された記録にあった「署名の話はあり、断ったが署名されていた」方1名を参考人として招致し、意見を求めたところ、次のような言を得られた。

①夏になる前、参考人の自宅へ訪問があり、当該の要望書に係る署名を求められたが、考えが異なることから、断った。にもかかわらず、市より署名者に対する回答書が届いたため、市へ問い合わせ、署名していないと伝えた。

②訪問者については、1名ないし2名だったが、参考人は明確に覚えていない。久松公生議員とは話したことはあるが、上記の訪問時だったか、別の機会だったかは、記憶が混同し明言できない。

③委員会第5回で市執行部より提出された署名簿記載の署名の写しと、それを委員会に提出することを承認する参考人自身の署名の写しと、その他自身の筆跡の提供及び筆跡鑑定に使用することについて承諾する。

続いて、委員会第10回において、久松公生議員に対し証人尋問を行った。

(以下今回の調査内容)

## (2) 調査の結果

まず、「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」における署名に偽造があったかどうかについては、市執行部が提出した、要望書に係る回答書に対し「断ったのに署名された」という問い合わせがあったこと、さらに委員会第8回で招致した、上記の問い合わせをした参考人の「訪問されて求められた署名を断ったのに、市から署名者に対する回答書が来た」という意見により、明らかに署名偽造があったことが分かった。

次に、どのようにして偽造が発生したかについては、委員会第7回の田代和正氏の証言における、人づてに署名活動が拡大したこと、第8回で招致した参考人の意見における、訪問者に署名を求められ断ったにもかかわらず書かれていたこと、そして市執行部への問い合わせに「身に覚えがない」という問い合わせがあったことから、断った方や署名を求めている方の署名を、署名活動に自発的に協力した誰かが「代筆」したものと推察される。しかし、委員会第7回で出頭した田代和正氏には、偽造について思い当たることがないこと、委員会が署名簿そのものを取得できなかったことから、これ以上の詳細については調査することができなかった。

(今回の調査内容によって加筆・修正)

そして、署名偽造に久松公生議員が関与したかどうかについては、委員会第7回の田代和正氏の証言における、久松公生議員に助言を求めたことや、3,000名超の署名を集めたということから、当該の要望活動に関わっていたことは確認できたものの、委員会第7回で出頭した田代和正氏に偽造について思い当たることがないこと、第8回で招致した参考人は署名を求めてきた人物が判然としないことから、久松公生議員の偽造に対する関与については判定するには至らなかった。

(今回の調査内容によって加筆・修正)

### (3) 結論

これまでの調査で明らかとなったことは、「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る署名簿の中に、何者かによって偽造された署名が確かに存在したという事である。

住民が抱く希望を直接市政に伝えるという民主主義に基づいて行われる要望署名において、偽造という犯罪が発生することは、真に切望している住民の声を市が受け止められない、という事態につながりかねない。よって、要望署名がこれからも健全に市政に届けられるようにするために、偽造という悪質な犯罪行為が二度と起こらないようにしなければならないと考える。

したがって、刑事訴訟法第239条の規定に基づき当該の要望署名に偽造があったことについて告発することで、この問題の確実な解決を図るべきである。

## 8. 証言拒否等

### (1) 参考人の出席拒否

・関係人 狩野 平左衛門岳也 (令和6年1月16日 第8回)

### (2) 記録の提出拒否(不可)

|    |  |
|----|--|
| 氏名 | 関係人 田代 和正  |
| 記録 | 令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿。 |
| 事由 | 原本は処分したため提出不可。   |

|    |   |
|----|---|
| 氏名 | 関係人 田代 和正   |
| 記録 | 令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿の写し。 |
| 事由 | 保管したデータが破損したため提出不可。   |

|    |  |
|----|--|
| 氏名 | 関係人 田代 和正  |
| 記録 | 令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る署名簿の写しを保存した、破損したUSBメモリの現物およびデータ復旧作業を行った端末の現物。 |
| 事由 | USBメモリは処分したため提出不可。データ復旧作業は行えなかったことから端末は不存在。  |

|    |  |
|----|--|
| 氏名 | 市長 宮嶋 謙  |
| 記録 | 令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿の写し。        |
| 事由 | 署名簿の原本を代表者に返却していること、また署名簿の写しには個人情報が含まれていること、意思確認において「拒否」された方も含まれており、市民の信頼を損なうおそれが高いことから提出不可。 |

## 9. 告発の状況

(今回の調査内容によって作成)

## 10. 調査経費

### (1) 調査経費に関する議会の議決

- ・承認第6号 令和5年度一般会計補正予算(第5号)

令和5年8月10日(木) 専決処分

令和5年9月26日(火) 令和5年第3回定例会にて承認

市議会百条委員会に要する経費 1591千円

### (2) 調査に要した経費の決算見込み額

市議会百条委員会に要する経費

|     |               |            |
|-----|---------------|------------|
| 旅費  | 参考人(証人)費用弁償   | 15,000円    |
| 役務費 | 書留・速達・配達証明郵送料 | 7,183円     |
| 委託料 | 弁護士法的助言業務委託   | 861,843円   |
|     | 市議会会議録等作成業務委託 | 267,520円   |
| 合計  |               | 1,151,546円 |